

高等学校等に修学する方への奨学制度のお知らせ

高等学校等に修学する方が利用することのできる奨学制度をご紹介します。
ここでは、返還不要の制度の概要を紹介しています。
利用するにはそれぞれ学校を通じて申し込みが必要です。
各制度の詳細については在学する高等学校等または各問い合わせ先にお問い合わせください。



▶ 高等学校等就学支援金

概要

全国の約80%の生徒が利用している、国が行う授業料支援のしくみです。
年収約910万円未満の世帯が対象です。
就学支援金は高等学校等の授業料について国が支援する制度です。
保護者の方に直接支給されるのではなく、学校が代わりに受け取り、授業料に充当します。

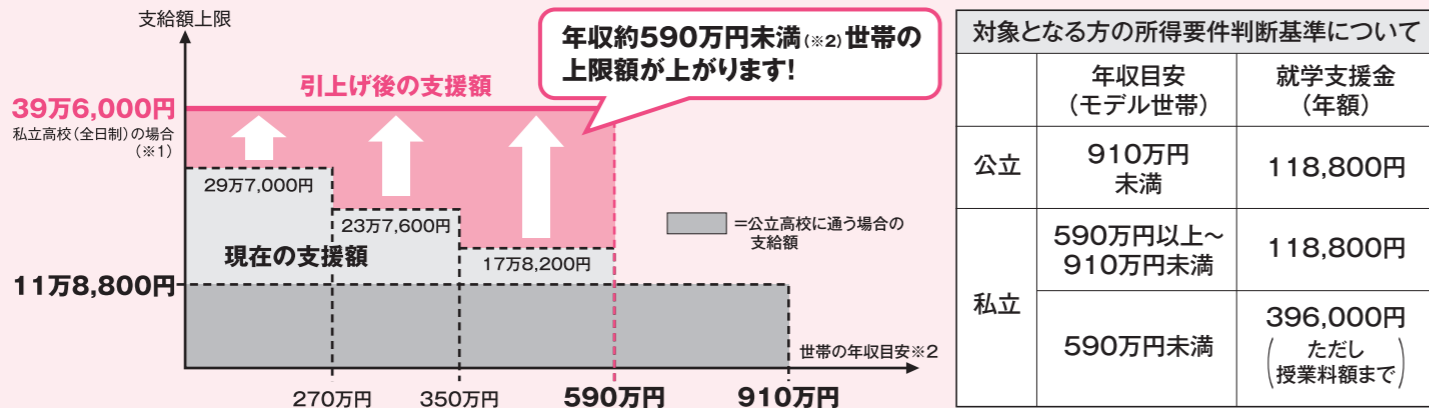
* 県立高等学校の場合は平成26年4月以降に入学した方に限ります。* 平成25年度以前に入学した方は従前の制度が適用されます。
* 単位制による教育課程の場合は履修単位数に応じて支給額が変動します。

支給要件 すべて 該当すること

- 日本国内に住所を有していること。
- 別表の所得要件に該当すること。
- 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。
- 過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月を超えていないこと。
- 過去に高等学校等（修行年限が3年未満のものを除く）を卒業または修了したことがないこと。

令和2年4月から 私立高校授業料実質無償化 がスタートします

高等学校等就学支援金の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります。



*1 私立高校(通信制)は29万7,000円、国公立の高等専門学校(1～3年)は23万4,600円が支給上限額。*2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

現在の所得要件 (令和2年6月分の授業料まで適用)

保護者等全員の平成31年度(令和元年度)県民税所得割額 + 市町民税所得割額の合算額により判定 (2018年1月～12月分の収入に対する課税額)

所得割額の合算額 < 507,000円 ⇒ 支給額 118,800円 (年収910万円未満に相当)

所得割額の合算額 < 257,500円 ⇒ 支給額 最大396,000円 (授業料額まで)

新しい所得要件 (令和2年7月分からの授業料に適用)

次の計算式による算出額(保護者等全員の合計額)で判定

《計算式》令和2年度 課税標準額 × 6% - 市町民税調整控除の額 (2019年1月～12月分の収入に対する課税額)

算出額 < 304,200円 ⇒ 支給額 118,800円

算出額 < 154,500円 ⇒ 支給額 最大396,000円 (授業料額まで)

申請時期

- 新入生の皆さん** 入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。
- 在校生の皆さん** 申請・届出を行う時期(例年6月頃)に学校から案内があります。

*現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。*在校生(令和2年度よりも前に入学した生徒)も対象です。

問い合わせ先
県立高等学校
滋賀県教育委員会事務局
高校教育課
Tel.077-528-4587

私立高等学校等
滋賀県総務部
私学・県立大学振興課
Tel.077-528-3271

* 県外の高等学校等に在学する場合は、高等学校等が所在する都道府県にお問い合わせください。
* 授業料や申請手続き方法等個別事項については進学予定の各学校にお問い合わせください。

▶ 奨学のための給付金

概要

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援のしくみです。
生活保護世帯、住民税所得割非課税の世帯が対象となります。

支給要件 すべて 該当すること

- 高校生等の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。
- 高校生等の保護者等の道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円(非課税)であること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の対象となる高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給対象であること。
- 平成26年度以降に高等学校等に入学した者であること

*特別支援学校高等部の生徒は給付の対象ではありません。

支給額 (年額)

国公立	32,300円～129,700円
私立	52,600円～138,000円
通信制の場合	32,300円～52,600円

*国公立、通信制、扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。

申請時期

7月頃に在学する学校を通じて申請

問合せ先

国公立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 高校教育課
Tel.077-528-4587

私立高等学校等 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課
Tel.077-528-3271

▶ 滋賀県私立高等学校等特別修学補助金

概要

私立高等学校等が授業料を減免した場合に、当該高等学校等を設置する学校法人に対して補助を行い、生徒の修学を支援します。

支給要件

- 滋賀県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等で、県内居住者。

助成額 (年額)

年収目安	補助額
590万円～910万円	59,400円

*資料作成時点での予定

申請時期

在学する学校が定める期日までに学校を通じて申請(例年、夏季休業前後)

問合せ先

滋賀県総務部 私学・県立大学振興課
Tel.077-528-3271

高等教育の修学支援新制度 お金の心配なく学びたい生徒のみなさんへ



2020年4月から新制度がスタート!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
支援内容 大学・短大・高専(4～5年)・専門学校の
授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

申請期間 2020年4月以降(学校ごとに異なります)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
- (注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打ち切りもあります。)

＜かわいい情報はこちら

文部科学省
特設HP
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます)



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター
「給付型奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます)



支援内容や手続きなどの相談窓口

日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel.0570-666-301 月～金 9:00～20:00
*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口 進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。